

公共工事の発注者としての共通認識の確認

• 中長期的な担い手の確保のための取り組み

- ① 建設事業をとりまく現状と課題
- ② 品確法と建設業法・入契法の改正(R1)

• 「施工時期の平準化」へ向けた取り組み

- ① 工事発注サイクル見直し
- ② 平準化の取組「さしすせそ」

• 建設現場における働き方改革への取り組み

- ① 改正労働基準法における建設業の時間外労働規制への対応
- ② 各発注機関の統一的な現場閉所への取り組み
- ③ 週休2日工事等への取り組み

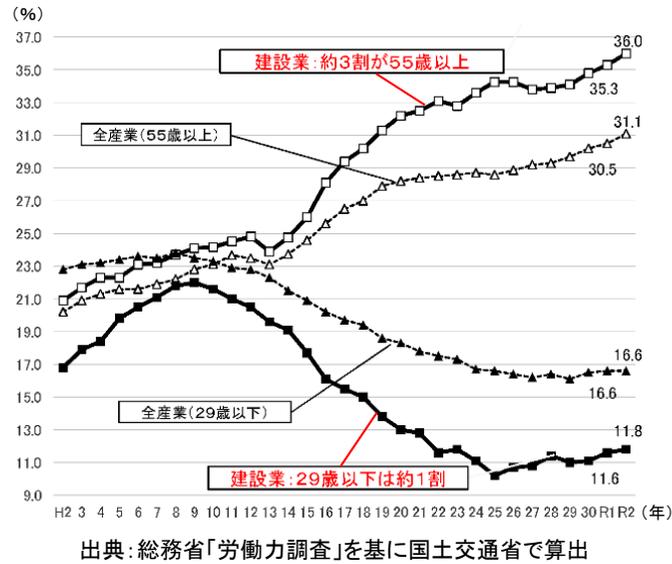
• 発注見通しの統合公表の取り組み

- ① 発注見通しの統合(工事、業務(測量、調査及び設計)、中長期)
- ② 発注見通し統合のメリット

中長期的な担い手の確保のための取り組み

建設事業をとりまく現状

建設業の年齢階層別構成比の推移(全国)



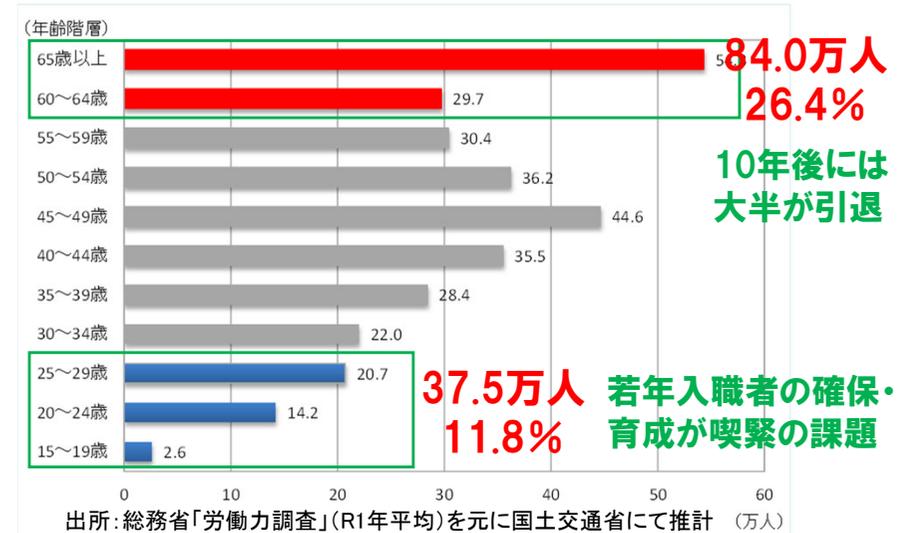
◆ 建設業就業者は、55歳以上が約36%、29歳以下が約11%と高齡化が進行

年間実労働時間の推移



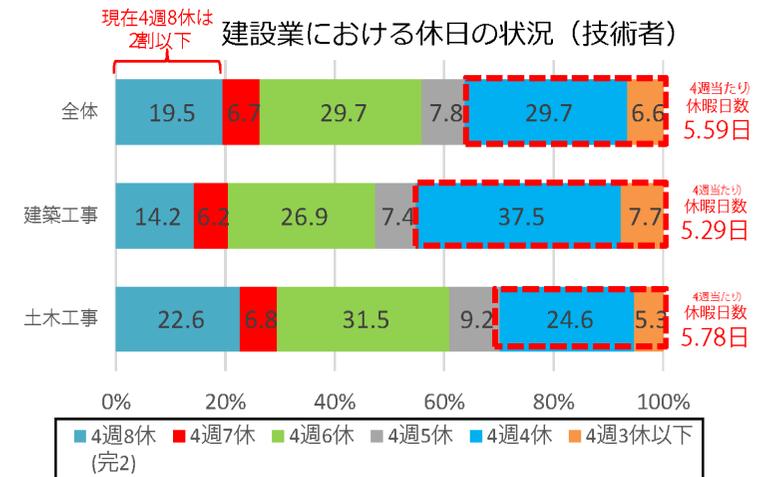
◆ 全産業平均より年間360時間以上の長時間労働

建設従事者の年齢構成分布(全国)



- ◆ 60代の建設従事者は10年後には大半が引退
- ◆ 若年入職者の確保・育成が喫緊の課題

建設業における休日の状況(技術者)



※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。
※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事が含まれる。

◆ 他産業では一般的な週休2日も未確保

建設事業をとりまく現状

頻発する災害

R02.07豪雨



R03.1.7

東海北陸道集中降雪による車両滞留



R01.6.18 山形県沖を震源とする地震



R01.10.12 令和元年東日本台風



インフラの老朽化

橋梁の年齢別割合

【現在 (R2年)】



■ 橋齢50年以上
■ 橋齢50年未満

【20年後】



塩害によるコンクリート桁のひび割れ



横締めPC鋼棒の突出



鋼桁の腐食

課題と対応

- ◆ 建設業者数、建設就業者数の減少
- ◆ 従事者は60代が多く10年後には大半が引退
- ◆ 若年入職者の不足
- ◆ 全産業平均より年間360時間以上の長時間労働
- ◆ 他産業では一般的な週休2日も未確保
- ◆ 気候変動により、自然災害が頻発、激甚化
- ◆ 社会資本の老朽化(維持管理の必要性)

公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図り、災害対応、インフラ整備・メンテナンス等の役割を果たし続けるためにも 建設業の働き方改革を強化していくことが必要。

品確法に基づく建設生産システム

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正（H26.06）

公共工事の品質確保の促進

担い手の中長期的な育成・確保の実現

縫合評価落札方式

- ◆ 工事成績での加点
- ◆ 表彰での加点

契約相手を選定

予定価格の
適正な設定

工事（建設現場）

企業

技術者（技能者）

工事成績評定

生産性の向上

- ◆ ICT技術の全面的な活用
→ ICT土工
- ◆ 規格の標準化（Co工）
→ プレキャスト化
- ◆ 施工時期の平準化
→ 債務負担行為、繰越等

現場環境の改善

- ◆ 快適トイレ
→ 設置を基本
- ◆ 適切な工期設定
→ 週休2日の促進
→ 週休2日工事の試行
- ◆ 安全衛生
→ 安全な現場

- ◆ 資格取得
→ 技術研鑽
- ◆ 若手・女性技術者活躍の場の拡大
→ 担当技術者の育成

良質なインフラ

適正な利潤
(適切な設計変更)

給料(保険)・休暇

国民

品確法一部改正：令和元年6月14日公布・施行

「建設業の働き方改革の促進」「建設現場の生産性の向上」「持続可能な事業環境の確保」等の新たな課題に対応

担い手の確保(労働力不足の解消)のための主な取り組み

基本理念や具体的措置を明確化し、取り組みを強化

◆ 品確法の改正(H26、R1)

- 建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定

品確法に定めた基本理念に基づき実施

◆ 発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

- 各発注者等が、品確法第7条に規定する「発注者等の責務」等を踏まえ、発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針を策定
- 主な取り組み内容を「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」に整理。

目標値(R6)を定め、毎年フォローアップ

◆ 全国統一指標・地域独自指標の設定

- 発注者が自らの取り組み状況を客観的に把握・明確化するため、運用指針に定める項目から「全国統一指標」を設定し、取組を強化。
- 地域独自の取組状況等も踏まえ、全国統一指標に加えて、地域毎に「地域独自指標」を設定。

- 発注者の責務を明記
- 発注関係事務の各段階で取り組むべき事項を提示。
- 品質確保や働き方改革の取り組みを強化、加速化。

担い手の確保のための取り組み

生産性の向上

- ◆ ICT技術の全面的な活用
- ◆ 規格の標準化(Co工)
- ◆ **施工時期の平準化**

適正利潤の確保

- ◆ 適切な設計変更
- ◆ 予定価格の適正な設定
- ◆ 技術と経営に優れた業者の評価・選別

現場環境の改善

- ◆ 快適トイレ
- ◆ **週休2日の促進(適切な工期設定)**
- ◆ 安全衛生(安全な現場)

建設業の働き方改革の促進

- ◆ 労働基準法改正(H31.4.1)
- ◆ **建設業は令和6年度に罰則付きの時間外労働規制の適用**

品確法と建設業法・入契法(新担い手3法) R1改正時の概要

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるように予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施**

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

- 発注者の責務
 - ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
 - ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
 - ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）
- 受注者（下請含む）の責務
 - ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

- 発注者・受注者の責務
 - ・情報通信技術の活用等による生産性向上

- 発注者の責務
 - ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
 - ・災害協定の締結、発注者間の連携
 - ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

- 調査・設計の品質確保
 - ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

- 工期の適正化
 - ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
 - ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
 - ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>
- 現場の処遇改善
 - ・社会保険の加入を許可要件化
 - ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

- 技術者に関する規制の合理化
 - ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
 - ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

- 災害時における建設業者団体の責務の追加
 - ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化
- 持続可能な事業環境の確保
 - ・経営管理責任者に関する規制を合理化
 - ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント(案)

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
 - ② 歩切りの根絶
 - ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
 - ④ 施工時期の平準化
 - ⑤ 適正な工期設定
 - ⑥ 適切な設計変更
 - ⑦ 発注者間の連携体制の構築
- ◆ 平準化の取り組み「さしすせそ」
 - ◆ 発注見通しの統合
 - ◆ 週休2日工事
 - ◆ 統一的な現場閉所

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

※ 赤字:「全国統一指標」対象項目

※ 青字:「地域独自指標」対象項目

※ 「工事」必ず実施すべき事項⑤適正な工期設定:
「全国統一指標」「地域独自指標」対象

全国統一指標(工事3項目・業務2項目)・地域独自指標(工事2項目・業務1項目)

全国統一指標(工事3項目・業務2項目)

【工事】

① 地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

② 週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合(県域単位で公表)

【業務】

① 地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合(県域単位で公表)

地域独自指標(工事2項目・業務1項目)

【工事】

① 適正な工期設定(週休2日の取り組み機関)

選定理由：建設業の改正労働基準法の適用(R6年度～)に向け、全ての機関で取り組みが必要なため

② 適切な設計変更(設計変更ガイドラインの活用)

選定理由：旧・全国統一指標(H28)の項目で、北陸において達成率が低かったため

【業務】

① 適正な履行期間の設定

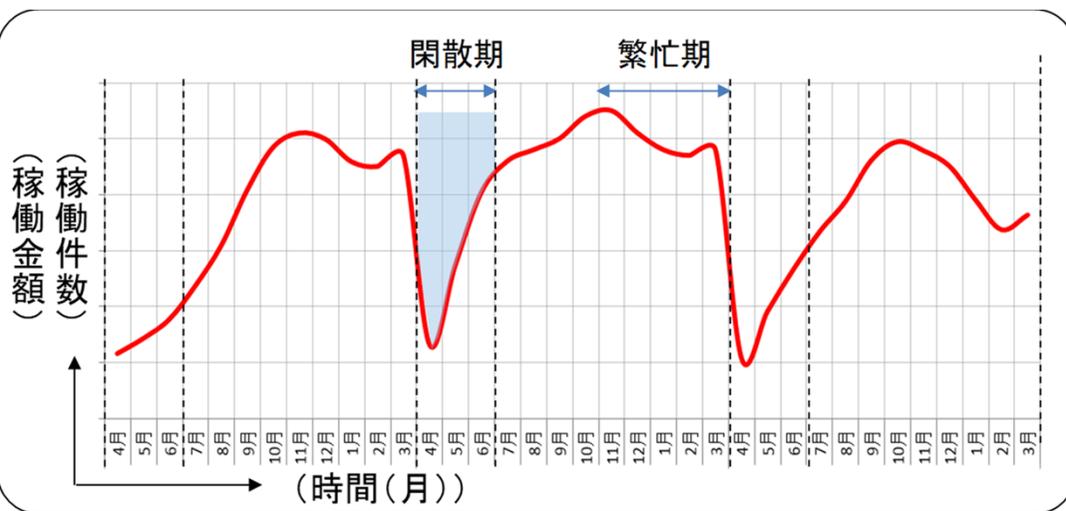
選定理由：改正労働基準法が施行(H31年度～)され、発注者として適切な履行期間の設定が必要なため

「施工時期の平準化」へ向けた取り組み

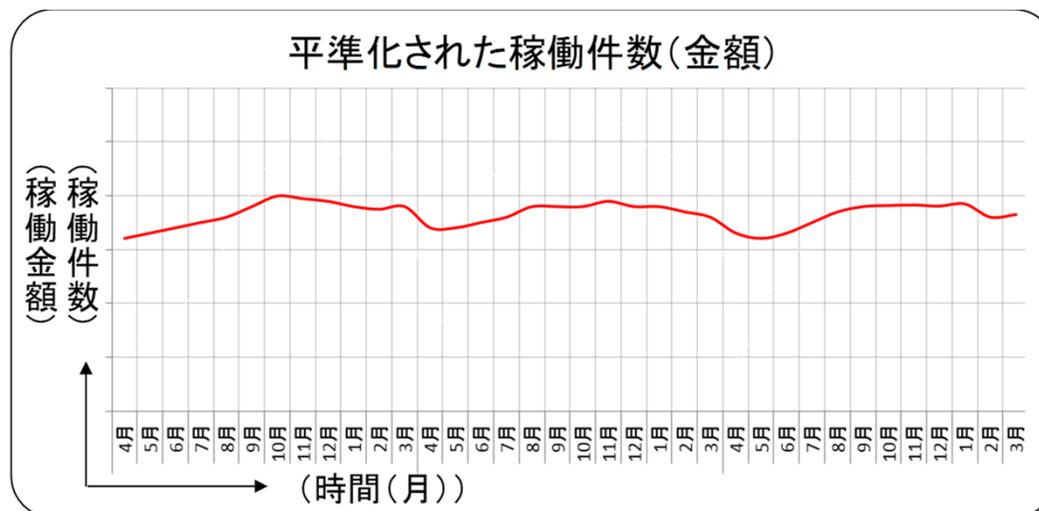
「施工時期の平準化」へ向けた取り組み

- ◆ 公共工事は、予算成立後に入札契約手続を行うことが一般的であり、**第1四半期は工事が減り、年度末に工期末が集中する傾向**。
- ◆ 年度内の時期において、工事量の繁閑に大きな差が生じるため、受注する建設企業の人材や資機材の効率的な活用等に支障が生じる。
- ◆ 発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化(平準化)を図ることが必要。

現状



平準化イメージ



- ◆ 閑散期: (技能者)仕事が少ない、収入不安定、(受注者)人材・機材が過剰
- ◆ 繁忙期: (技能者)休暇取得困難、長時間労働、(受注者)人材が不足する懸念

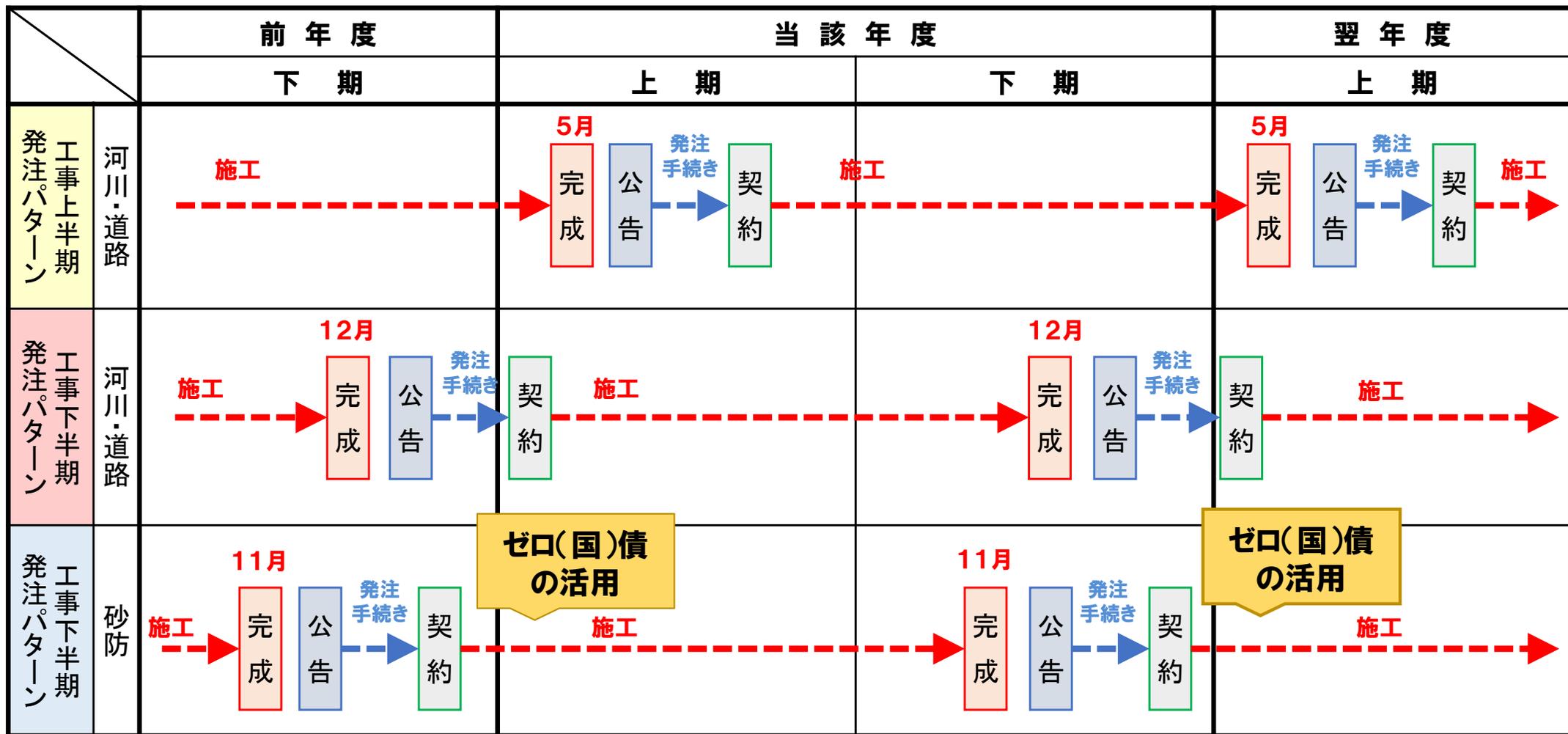
◆ 「施工時期の平準化」により期待される効果

(年度内の工事量の繁閑の差をできるだけ小さくし、年間を通じた工事量が安定することによる効果)

- 受注者として人材・資機材の実働日数の向上による経営の健全化、労働者の処遇改善等
- 建設業で働く技能者として長時間労働の是正、休日の確保等
- 発注者として入札の不調・不落対策、担い手確保等
- 行政(地域)として地域の社会資本の品質確保、建設機械の保有促進による災害への対応力向上等

工事の平準化(工事発注サイクル見直しのイメージ)

- ◆ 工事の終期は3月末が多く、**年度末に土休日施工(所定外労働時間)が増加**する傾向。
- ◆ 工事において、当初予算から**ゼロ(国)債**の活用が可能(H29年度～)。
- ◆ 事業内容に応じて、**出水期前工期末(繰越)**、**降雪期前工期末(年内完成)**を設定。
- ◆ 設計ストックの業務発注も含め、**建設生産システム全体で施工時期の平準化を実現**。



平準化の促進に向けた取組(『さ・し・す・せ・そ』の推進)

- ◆ 平準化を進めるに当たっては、以下の「さ・し・す・せ・そ」の取組が有効。
(さ)債務負担行為の活用、(し)柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)、(す)速やかな繰越手続
(せ)積算の前倒し、(そ)早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

債務負担行為の活用(さ)

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期(4月～6月)においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。※ 主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)(し)

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

速やかな繰越手続(す)

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

積算の前倒し(せ)

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)(そ)

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期(特に4～6月)の執行率(契約率)の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

平準化の促進に向けた取り組み

- ◆ 改正品確法において、公共工事の施工時期の平準化が「発注者の責務」として規定
- ◆ また、入契法で、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「努力義務化」

◆ 施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるが、実施体制やノウハウ不足等を理由に、特に市区町村ではいまだに低い水準であり、更なる平準化の推進が必要

全ての地方公共団体に対し発注者の責務として平準化の取組を進めるよう支援

取組事例等の周知徹底

- ◆ 北陸ブロック発注者協議会では、
 - 「全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取組（施工時期の平準化）」を活動計画の一つに掲げ、県部会、WG、キャラバン等を通じて周知、浸透を実施。
 - 特に、キャラバン（2巡目）では、「施工時期の平準化」（「さしすせそ」の活用）の更なる推進を図ることを重点的に実施（現状の取組状況・課題の把握、推進に向けた取組事例等の提示）。

平準化の進捗・取組状況の見える化

- ◆ 各機関における平準化の進捗・取組状況を見える化して継続的にフォローアップ。
- ◆ 「地域平準化率（施工時期の平準化）」を含む新・全国統一指標（5項目）・地域独自指標（3項目）について、各取組指標の目標年次を法改正より5年後の「令和6年度」に定め、「目標値の設定」を行い、北陸ブロックの取組指標として公表（R2.11.5臨時幹事会を书面開催、R2.12.24承認、R3.1.8公表）

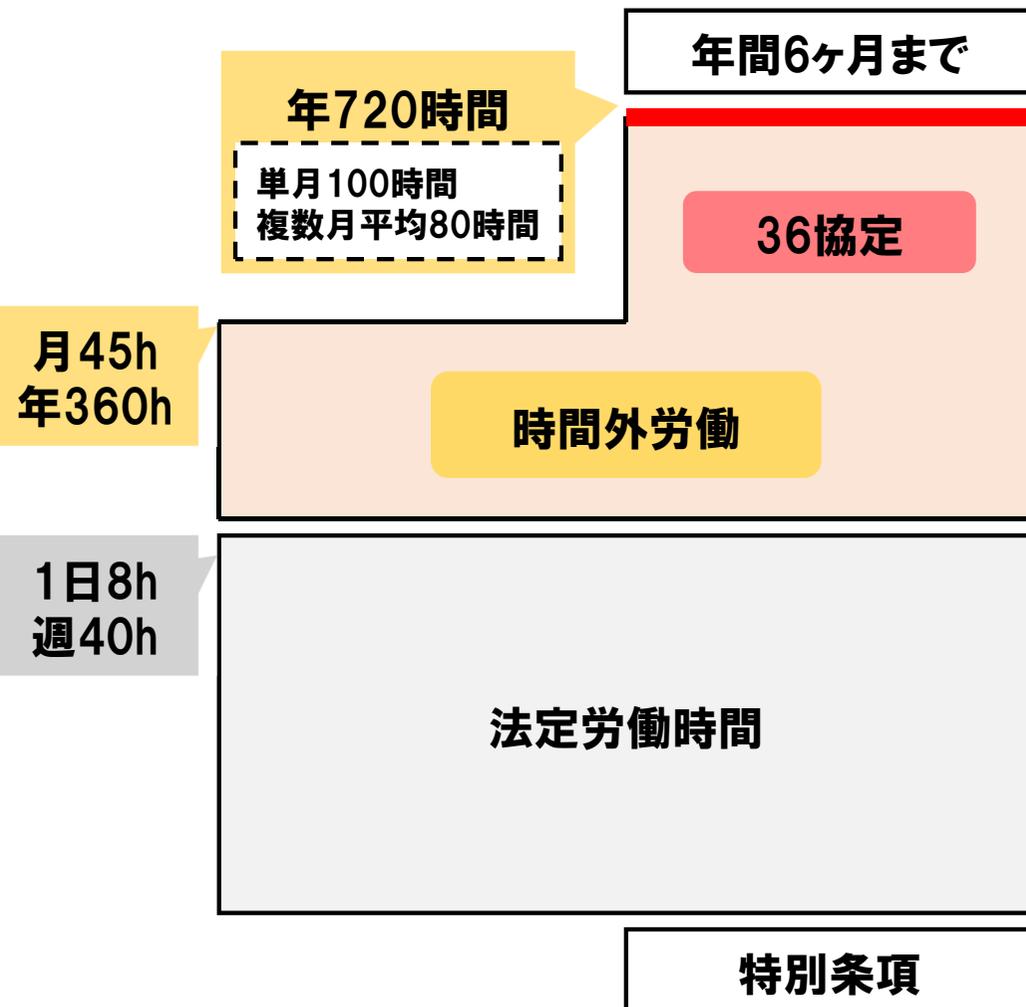
建設現場における働き方改革への取り組み

改正労働基準法における建設業の時間外労働規制(平成31年4月1日施行)

改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

※ 罰則:6か月以下の懲役または30万円以下の罰金

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設コンサルタント業は、平成31年4月1日より適用開始 (※ 中小企業は令和2年4月1日より(猶予期間1年))
- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から**5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制の適用**



36協定の限度

《労働基準法改正により法定:罰則付き》

- (1) 原則、月45時間かつ年360時間
 - ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定
 - ① 年720時間(月平均60時間)
 - ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定
 - a. 2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む)
 - b. 単月100時間未満(休日出勤を含む)
 - c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限
- (2) 建設業の取り扱い
 - ・施行後5年間現行制度を適用
 - ・施行後5年以降一般則を適用。
ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しないが、将来的には一般則の適用を目指す。

※ 変更なし

《労働基準法で法定》

原則

- (1) 1日8時間・1週間40時間
- (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)

令和6年度の週休2日に向けた取り組み

- ◆ 令和6年度から、罰則付きの時間外労働規制が適用。
- ◆ それまでの準備期間として環境づくりが必要。
(「統一的な現場閉所」による週休2日の促進、週休2日工事等の試行 等)

- ◆ 令和6年度から、罰則付きの時間外労働規制が適用されるため、週休2日工事等の試行は令和5年度まで（令和6年度より、本格運用）。
- ◆ 発注者の責として職場環境づくりが必要であり、令和6年度以降、発注者の責で罰則とならないように準備が必要。

発注者

受注者が「週休2日」を確保できるような取り組みを実施

- ◆ 「統一的な現場閉所」による週休2日の促進
- ◆ 週休2日工事等の試行
 - ・発注者指定方式(受注者希望方式)
 - ・対象工事の拡大
 - ・補正対象(達成時に経費の補正を計上)
 - ・成績評価(達成時に加点)
- ◆ 適正な工期設定
 - ・著しく短い工期の禁止
 - ・適切な設計変更(工期の変更)
- ◆ ICT技術等の活用推進
- ◆ 施工時期の平準化
 - ・年度末に工事が集中、4~6月に閑散期となることを解消
 - ・繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取り組みにより施工時期を平準化

等

受注者

- 例) 従業員の処遇改善(日給月給制→月給制)
- 例) 会社就業規則の改訂
(4週8休体制を構築、会社指定休日を増加 等)
- 例) 生産性の向上の推進
(ICT技術、新技術、二次製品の使用 等)



- **中長期的な担い手の確保**
- 職場環境改善
- 長時間労働の解消
- 新規採用者の増加
- 賃金水準の向上、安全性確保の推進 等

建設業における週休2日への取り組み

◆ 令和元年6月14日に品確法が一部改正、施行
(発注者等の責務)
第七条 六 **公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保**されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、**適正な工期等を設定**すること。

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制の適用
- ◆ 法定労働時間は、原則1日8時間・1週間40時間(4週8休相当)

北陸ブロック発注者協議会

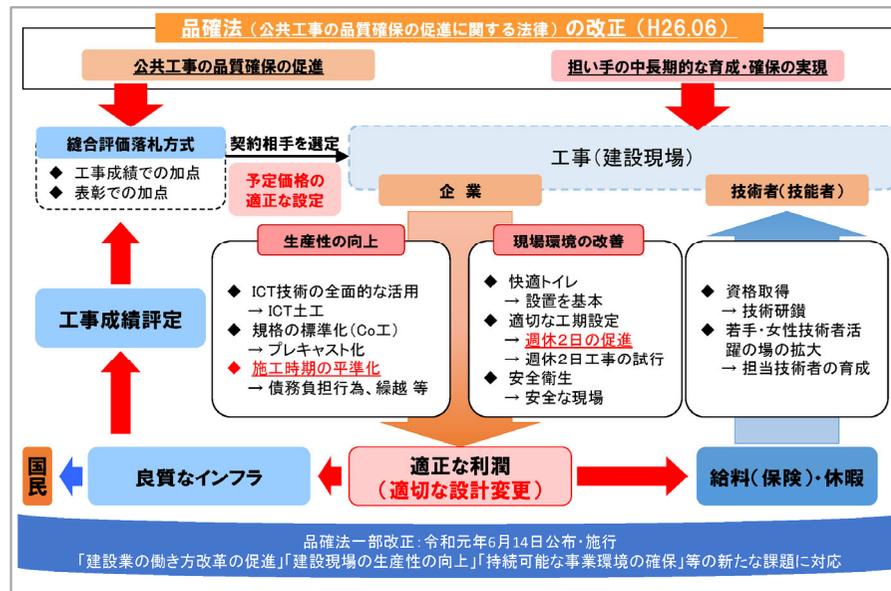
罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図ることが必要。

建設業の働き方改革に向けた取り組み姿勢を示すため、また中長期的な担い手の確保のため発注機関が連携し、「**統一的な現場閉所**」を設定

◇統一的な現場閉所

- 第1弾(R01.05:GW10連休)
- 第2弾(R01.09~11:4回の3連休)
- 第3・4弾(R02、R03年度:毎月2回の閉所)
- 第5弾(R04年度:毎月3回の閉所)
- 第6弾(R05年度:毎月4回の閉所)

品確法に基づく建設生産システム



週休2日への移行イメージ



- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制の適用
- ◆ 建設コンサルタント業は「サービス業」であるため、平成31(2019)年4月1日より適用
(※ 中小企業は令和2年4月1日より)

業務の納期は3月末が多く、**年度末に残業(所定外労働時間)が増加する傾向。**

法令遵守のためには、受発注者が協力して「週休2日」に取り組むことが必要。

①業務執行プロセスの効率化

- ・ウィークリースタンスの全発注者への展開
「休日明けを期限にしない」「休前日に新たな依頼をしない」「16時以降打合せ禁止」等

②業務の平準化

- ・適切な工期(週休2日を前提とした標準的な契約期間) ←「**地域独自指標**」に設定
- ・国債や繰り越し手続きの活用により、9月納期の契約の拡大や3月納期集中の緩和等
(3月に集中する納期を大幅に分散することが必要)

③新・全国統一指標の項目に設定

- ・「第4四半期の納期設定状況(履行時期の平準化)」を新・全国統一指標の一つに設定。
- ・進捗・取組状況を継続的に調査しフォローアップを実施。

発注見通しの統合公表の取り組み

発注見通しの統合公表

発注見通しの公表(入札契約適正化法(H12.11)にて全ての発注者に対して発注見通しの公表を規定)

- ◆ 平準化の促進に向けた取り組み『そ(早期執行のための目標設定)』のひとつ。
- ◆ 発注見通しの公表のために発注計画を策定。発注計画の策定時に平準化を考慮。

改正品確法運用指針(H26)【解説】

工事の発注見通しの統合

東北地方においては、技術者・技能者の配置等を行いやすい環境を整備するため、東北地方整備局や東北農政局等の国の機関及び県や市等の地方公共団体は、建設業者が発注見通しの全容を把握できるように、平成25年11月から各機関の発注見通し(発注時期、予定工期、工種、事業規模、施工場所)を統合して地区毎に公表されている。

- ◆ 東北地方で実施されていた「発注見通しの統合公表」が、一定の効果を得られたことより、全国に展開。
- ◆ H28.12 北陸ブロック発注者協議会「発注見通しの統合」試行開始(工事)
- ◆ H31.04 管内全64市町村が参画

改正品確法(R1.6)

中長期的な発注見通しの統合

改正品確法 第七条 第一項(抄)五

他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表、その他必要な措置を講ずること

改正品確法運用指針(R2.1)

業務委託の発注見通し統合

発注関係事務の運用に関する指針(運用指針) 2-1 業務発注準備段階

当該年度の業務の詳細な発注見通しについて、原則として四半期毎に地域ブロック単位等で統合して公表するよう努める。

- ◆ R03.10 北陸ブロック発注者協議会「業務委託」、「中長期的」発注見通し統合の公表を開始
- ◆ R04～ 参画機関の拡大(データ提供可能な機関より順次公表)

発注見通し統合のメリット

従来

- 発注機関の多くはインターネットで発注見通しを公表。
 - 公表は発注機関毎(各地域の局・事務所単位)で実施。
 - 公表内容・公表(更新)時期も発注機関で異なっている。
- 一元的な情報把握が難しく、地域単位での発注予定を把握する場合、時間と手間を要している。

統合化

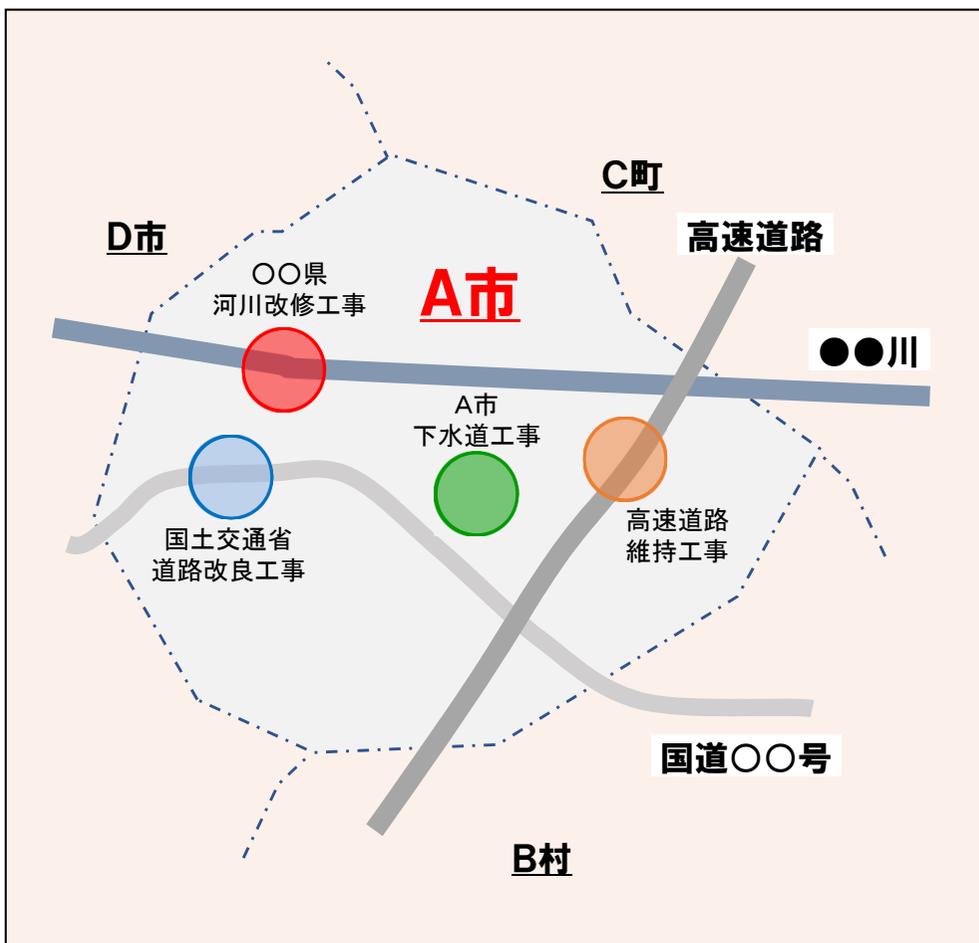
【発注者】

- 地区単位等で統合することで、発注者として地区毎の公共工事の発注状況が容易に確認でき、平準化検討の参考となる。

【受注者】

- 地域の担い手である建設企業にとっても地元地域の発注予定全体が容易に閲覧でき、計画的な技術者の配置や資機材の調達を踏まえた入札参加の検討が可能となる。(発注者として企業の生産性向上も支援)

A市内における工事の発注状況(イメージ)



A市内では様々な発注機関の工事が行われている。

従来

- 発注見通しの公表は発注機関毎にバラバラで実施。
- 機関毎の確認が必要。

発注見通し

国土交通省 発注工事			〇〇県 発注工事			高速道路 発注工事		
工事名	工事場所		工事名	工事場所		工事名	工事場所	
〇〇工事	■	県A市...	●●工事	■	県◆市...	〇〇工事	■	県C町...
●●工事	■	県B村...	●●工事	■	県C町...	●●工事	■	県A市...
●●工事	■	県C町...	〇〇工事	■	県A市...	●●工事	□	県▲市...
〇〇工事	□	県◆市...	〇〇工事	■	県B村...	〇〇工事	□	県◇町...

A市 発注工事			B村 発注工事			C町 発注工事		
工事名	工事場所		工事名	工事場所		工事名	工事場所	
〇〇工事	■	県A市...	〇〇工事	■	県B村...	〇〇工事	■	県C町...
●●工事	■	県A市...	●●工事	■	県B村...	●●工事	■	県C町...
〇〇工事	■	県A市...	〇〇工事	■	県B村...	〇〇工事	■	県C町...
●●工事	■	県A市...	●●工事	■	県B村...	●●工事	■	県C町...

統合化

A市内における工事

発注機関	工事名	工事場所
国土交通省	〇〇工事	■ 県A市...
〇〇県	〇〇工事	■ 県A市...
高速道路	●●工事	■ 県A市...
A市	〇〇工事	■ 県A市...
A市	●●工事	■ 県A市...
A市	〇〇工事	■ 県A市...
A市	●●工事	■ 県A市...

統合化

C町内における工事

発注機関	工事名	工事場所
国土交通省	●●工事	■ 県C町...
〇〇県	●●工事	■ 県C町...
高速道路	〇〇工事	■ 県C町...
C町	〇〇工事	■ 県C町...
C町	●●工事	■ 県C町...
C町	〇〇工事	■ 県C町...
C町	●●工事	■ 県C町...

B村内における工事

発注機関	工事名	工事場所
国土交通省	●●工事	■ 県B村...
〇〇県	〇〇工事	■ 県B村...
B村	〇〇工事	■ 県B村...
B村	●●工事	■ 県B村...
B村	〇〇工事	■ 県B村...
B村	●●工事	■ 県B村...

統合化により、A市内の発注見通し情報が容易に確認可能。

北陸ブロック発注者協議会の活動内容

①全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取り組み(施工時期の平準化)

- ◆ 全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けたフォローアップ
- ◆ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施
- ◆ 「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進。

②適正な工期設定(週休2日の取組・統一的な現場閉所)

- ◆ 週休2日工事の導入拡大
- ◆ 「統一的な現場閉所」による週休2日の促進

③「発注見通しの統合」の活用推進

- ◆ 中長期発注見通し統合の促進
- ◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の促進
- ◆ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)